（有価証券に関する注記）

第百三十九条　前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該有価証券の中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一　満期保有目的の債券　次に掲げる事項

イ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額

ロ　中間貸借対照表日における時価

ハ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と時価との差額

二　その他有価証券　株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項

イ　取得原価

ロ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額

ハ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と取得原価との差額

（デリバティブ取引に関する注記）

第百四十条　第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものを除くことができる。）については、当該取引が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2　前項に規定する事項は、取引の種類に区分して記載しなければならない。

（税効果会計の適用）

第百四十一条　法人税等については、税効果会計（中間貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中間純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において同じ。）を適用して第一種中間財務諸表を作成しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第百四十二条　関連会社を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第百四十三条　当中間会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　企業結合の概要

二　中間損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間